

---

# 継続企業の前提が不成立の場合の監査人の対応\*

—いくつかの事例を分析して—

坂 柳 明

## I 「継続企業の前提不成立」の場合の2つの財務諸表作成基準

改訂監査基準第四 報告基準 六 継続企業の前提4の規定や「監査基準の改訂について」<sup>三</sup> 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(2) 監査上の判断の枠組み<sup>四</sup>、そして監査基準委員会報告書第22号(中間報告)「継続企業の前提に関する監査人の検討」の24項によると、何らかの事実によって「継続企業の前提が不成立」と考えられる場合には、継続企業を前提として財務諸表を作成することが不適切になるので、そのような財務諸表に対して監査人が不適正意見を表明する、とされていることがわかる。しかし「継続企業の前提不成立」によって、監査人の対応は当然に不適正意見になるのだろうか。本稿はまずこの問題を検討する。同じ「継続企業の前提不成立」でも、監査人の対応が不適正意見にならない場合があるのに、それでも不適正意見を表明する旨が定められているなら、その制度には問題があるだろう。不適正意見を表明すべき状況だから不適正意見が表明されているのか、それとも本来なら別の対応が選択されるはずなのに何らかの監査人側の事情によって不適正意見が表明されているだけなのか、監査報告書上の「不適正意

見」をみただけでは財務諸表利用者に判別できなくなるからである。

一方、「継続企業の前提不成立」の場合に、経営者が清算ベース(liquidation basis)で財務諸表を作成している時にはどのような問題が生じるだろうか。清算ベースによる財務諸表作成の特徴は、「資産を見積もり実現可能額で評価し、負債を見積もり決済額で評価する」ことにある<sup>(1)</sup>。どのような見積もり数値を採用するかについての経営者の判断に監査人が同意している<sup>(2)</sup>—経営者の判断と監査人の判断が一致していることを表す—という意味で、経営者の見積もり数値が「正しい」ことが監査人によって確かめられていれば監査上除外事項はないが、その見積もり数値が正しいかどうかは確かめられない場合の監査人の対応はどうなるのだろうか。改訂監査基準ではこの問題に触れていないので、検討する必要があるだろう。また、清算ベースの財務諸表に対する対応を考えることで、見積もり数値の正しさが確かめられない場合一般の監査人の対応を考えるための素地が得られる。

本稿は以上2点を視野に入れた上で、継続企業の前提が不成立の場合の監査人の対応を考察する。

---

\*論文審査受付日：2003年11月10日。採用決定日：2004年1月20日(編集委員会)。

## II ゴーイング・コンサーンベースの財務諸表に対する監査人の対応

「継続企業の前提不成立」の場合に、経営者が継続企業を前提として、即ちゴーイング・コンサーンベース（以下、「GCベース」とする）で財務諸表を作成している場合の監査人の対応は、前稿坂柳(2003)でも検討されているが、本稿はそこでの議論の要点をまとめ、補足する。不適正意見を表明するのは、通常財務諸表に著しい一般に認められた会計原則（GAAP）準拠性違反がある場合と考えられてきたので、「継続企業の前提不成立」の場合にも、GAAP準拠性違反が財務諸表にあることを理由にした不適正意見を導く余地があるかどうかをまず考える必要がある<sup>(3)</sup>。この点を考える際に、前稿ではTransco Exploration Partners, Ltd.（以下、「TXP社」とする）<sup>(4)</sup>の1988年監査報告書を取り上げた。TXP社の経営担当ゼネラルパートナーであるTransco Exploration Company（1988年Form10-K, p.1）は、TXP社の全ての石油・ガス資産<sup>(5)</sup>を売りに出すつもりであること、及びTXP社を清算するつもりであることを1989年1月25日に表明した（同pp.13, 19-20）。この事実及び1988年12月31日時点の財務諸表に予想される清算に関して退職金と販売費用について20百万ドルの引当金を計上していること（同p.19）に注目すると、TXP社は1989年1月25日の清算についての表明時点で、通常の事業過程において資産を実現し負債を決済する「ゴーイング・コンサーン」ではなくなったと言ってよい。その意味で同社は「継続企業の前提不成立」と考えられた。TXP社のケースで特徴的なのは、実態がこのような「継続企業の前提不成立」

だったにもかかわらず、財務諸表がGCベースで作成されていた点だった。その理由は、1988年監査報告書及び財務諸表の脚注C（同pp.13, 20）から判断すると、「石油・ガス資産を処分した場合に実現するであろう金額が財務諸表作成時点で決定できず、清算ベースで財務諸表が作成できないため」であった。

実態が「継続企業の前提不成立」なのだから、監査人は「GCベースが適用できないと判断する」と考えるのが自然だが、この時、財務諸表を清算ベースで作った場合の財務諸表数値が監査人に把握できるにもかかわらず、経営者がGCベースで財務諸表を作っていたらどうなるだろうか。この場合、「継続企業の前提不成立」の状況でのGAAPである清算ベースで財務諸表を作るべきなのに財務諸表全体がGCベースで作られているので、そのGCベースの財務諸表全体は監査上除外事項になり、監査人は財務諸表の著しいGAAP準拠性違反を理由に不適正意見を表明することになる。冒頭示した改訂監査基準等に見られる「不適正意見」が成立するのはこのような場合であろう。

それでは、TXP社のケースのように清算ベースで作成したとした場合の財務諸表数値が経営者にわからず、監査人もその経営者の判断に同意している場合はどうだろうか。この場合の対応を考えるために、前稿ではThe Lionel Corporation（以下、「Lionel社」とする）の1993年監査報告書に見られる監査人の対応に注目した。それは次の通りである。

「添付された財務諸表は、会社（The Lionel Corporationとその子会社のこと（1993年Form10-K, p.1）一筆者注）がゴーイング・コンサーンとして存続することを前提で作成されている。財務諸表の脚注AとGに示されているように、1991年6月14日時点でThe Lionel

Corporation及びその主要事業子会社のLionel Leisure, Inc. (以下、この両社を「債務者」とする)は、連邦破産裁判所(以下、「破産裁判所」とする)に破産法典第11章の会社更生を申請した。…会社のゴーイング・コンサーンとしての存続は、他の事項の中でも、会社再建計画が認可されるかどうか、債務者が事業からキャッシュ・フローを生み出せるかどうか、債務返済のための資金源を獲得できるかどうかに依存している。…1993年1月1日以来、債務者は主要な商品供給者から信用取引上の支払猶予期間を得ることができなくなり、1993年3月10日には会社の占有継続債務者の立場での支払猶予つき契約が終了した。

…会社は債権者委員会の代表から以下のことを通告された。それは、会社再建計画が認可される時点で、あるいは認可される前の段階で、会社更生申請後に発生した全ての負債の支払いを可能にするような再建計画が存在しないのであれば、債権者委員会は債務者を清算するというものである。1993年4月23日に債務者と第三者は、会社更生申請後の返済請求に対する全額の支払いを行うために、25万ドルの支払猶予つき契約の提案を債権者委員会に対して行った。この契約上の支払猶予期間、財務上の条項及びその他の条項についてはまだ交渉がなされていない。…もしこの提案あるいは別の提案が債権者委員会に受け入れられなければ、債権者委員会は債務者を清算するつもりであることを伝えてきた。

あらゆる清算の結果は現時点では決定できないが、清算を行えば、残存資産の処分によって得られる実現可能額は財務諸表上の金額とは著しく異なる、と会社は考えている。…財務諸表上では、本報告書の第3、4パラグラフ(「添付された財務諸表は、…」から始まるパラグラフ

と、「…会社は債権者委員会の…」から始まるパラグラフ—筆者注)に示されている不確実性の結果から生じるかもしれない一切の修正がなされていない。これらの不確実性が財務諸表に与える潜在的な影響は重要で、かつ浸透性(pervasiveness)があり、財務諸表を信用(reliance)するにあたっての基礎(basis)が著しく損なわれる(significant impaired)までに至っている。これらの不確実性の結果として、我々はこれらの財務諸表についての意見を表明できないし、表明しない。」(傍線筆者)

まず監査報告書中の「浸透性」という概念だが、「財務諸表上では、…不確実性の結果から生じるかもしれない一切の修正がなされていない」という記述に注目する必要がある。ここでの「不確実性の結果」とは、上記監査報告書の記載から判断すると、将来にLionel社が継続企業でなくなって「清算すること」だと考えられる。そうすると、監査報告書中の「浸透性がある」とは、「清算した場合の結果がLionel社にも監査人にもわからないので、清算ベースで財務諸表を作成したとした場合の数値がGCベースで作成された財務諸表に反映されていない」という意味で、財務諸表全体が未確定の影響(潜在的な影響)を受けていることを指していることになる<sup>(6)</sup>。また監査報告書中の“reliance”という概念に関しては、監査によって財務諸表が当てになる(rely on)ものになる、あるいは依拠できる(dependable)ものになると考えられてきた<sup>(7)</sup>。そのためには、まず利用者に提供される財務諸表が「GAAPに準拠していること」が監査人に確かめられてなければならないが、問題のLionel社1993年財務諸表がそうであったかどうかを考えるために、1993年と1992年それぞれの財務諸表作成段階の実態を比較してみよう。

Lionel社のゴーイング・コンサーンとしての存続が、債権者や株主の承認や破産裁判所による認可を得られるような再建計画が作れるかどうか、占有継続債務者としてLionel社が資金調達できるかどうか等に依存していたことは、両年度の財務諸表の脚注Aに記載されていた(1992年Form10-K, p.F-6, 1993年Form10-K, p.F-6)。一方1993年段階は、監査報告書に見られたように、Lionel社は信用取引上の支払猶予期間を得られなくなり、1993年3月10日には支払猶予つき契約が終了した。またLionel社は、会社更生申請後に発生した負債の支払いを可能にする再建計画がなければ債権者委員会から清算することを通告され、25百万ドルの支払猶予についての提案が債権者委員会に受け入れられなければ、清算される可能性があることも債権者委員会から伝えられた。

しかし、Lionel社1992年監査報告書で参照されている脚注Aにはこのような一連の事実の記載はなかった(1992年Form10-K, p.F-6)。このことを踏まえて監査人はGCベースが適用可能と判断し、(企業の存続能力に重大な疑義がある旨を記した説明区分を加えた上で)GCベースの財務諸表がGAAPに準拠していることを理由に適正意見を表明した、という説明ができる。ところが、1992年段階と比べて1993年段階は実態上清算が差し迫ってきたので、1993年財務諸表について監査人はGCベースが適用できないと判断していたと考えられる。もしGCベースが適用可能と判断していたなら、1992年監査報告書のようにGCベースの財務諸表の監査を行った結果の対応を監査人は選択したはずである。

GCベースの財務諸表全体が(GCベースの)GAAPに準拠しているという意味で利用者にとって「当てにできる」あるいは「依拠でき

る」ものになるには、まずGCベースが適用可能と監査人が判断している必要があるが、Lionel社1993年財務諸表に対しては、そもそも入口段階から「GCベースが適用不能」と監査人が判断している。GCベースが適用可能との判断を前提にして、そのGAAP準拠性が確かめられた財務諸表(Lionel社1992年財務諸表)と比べたら、1993年財務諸表は、その全体がGCベースのGAAPに準拠していることが確かめられていないという意味で、利用者にとって「依拠できる」情報ではない。「財務諸表を信用するにあたっての基礎が著しく損なわれるまでに至っている」という監査報告書の文言は、GCベースが適用不能と監査人が判断したところの財務諸表が「依拠できる」ものではないことを指摘したもの、ということになる。

一方、Lionel社1993年監査報告書では清算ベースで作られていない財務諸表項目を除外事項にした旨の記載はないが、それは監査人が「あらゆる清算の結果は現時点では決定できない」とする経営者の判断にも同意したからであろう。Lionel社の監査人は経営者と同様清算したとした場合の結果を把握することができなかったため、財務諸表が清算ベースで作成されていないことを除外事項にできなかったと考えられる。

そうすると、「継続企業の前提不成立」の場合の対応と言っても、①:GCベースが適用できないと監査人が判断しており、②:清算ベースで財務諸表を作成したとした場合の数値が監査人に把握できない場合には、GCベースの財務諸表全体がGAAPに準拠していることが確かめられておらず、そのような財務諸表が利用者の意思決定の手段として依拠できる情報ではなくなっていることを理由に、その対応としてLionel社の監査人に見られた「意見差控」が選

択肢として浮上することがわかる。またGCベースが適用不能と判断し、上の②の要件を満たせば「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる」場合の監査人の対応にもこの意見差控を当てはめることができるだろう。

以上見てきたように、「継続企業の前提不成立」の場合の対応には2つある。1つは、GCベースが適用できないと監査人が判断し、かつ清算ベース準拠性違反（除外事項）がある場合の「不適正意見」である。そしてもう1つは、GCベースが適用できないと監査人は判断しているが、清算ベースで財務諸表を作ったとした場合の数値が経営者にも監査人にもわからないので、GCベースの財務諸表に除外事項があるとは言えないことを理由にした上記「意見差控」である。監査人の直面する状況ごとにその対応は区別されるはずなので、この両者が選択される状況は監査制度上明確に識別する必要がある<sup>(8)</sup>。

### Ⅲ 清算ベースの財務諸表に対する監査人の対応

それでは「継続企業の前提不成立」の場合に、経営者が清算ベースで財務諸表を作っている場合の監査人の対応はどうなるだろうか。除外事項がなければ清算ベースの財務諸表について適正意見を監査人は表明するが、次のFair-Tex Mills, Inc.（以下、「Fair-Tex社」とする）の1982年Annual Report中の監査報告書と財務諸表脚注1の記載は興味深い。

「財務諸表の脚注1に示されているように、1982年3月24日に会社株主の大多数は完全な清算・解散計画を承認した。添付された財務諸表は清算ベースで作成されている。清算ベースの会計では、資産を見積もり実現可能額で評価

し、会社債務の決済にあたって支払われる見積もり額に負債額を修正する。株主に分配される会社純資産額は、現金であってもその他のものであっても、資産の売却によって受け取る金額がいくらになるか、会社債務の決済によって支払われる金額がいくらになるかに依存している。会社は清算計画を実行するにあたって受け取る金額あるいは支払う金額を見積もった。しかし、最終的に株主に帰属する実際の金額は現時点では決定できない。

直近のパラグラフに示した不確実性の潜在的に重要な影響のために、我々は添付された財務諸表に対して意見を表明しない。」（傍線筆者）

「添付された財務諸表では、処分されていない残りの資産は見積もり実現可能額で評価され、負債は清算ベースに従う形で会社の債務を決済する際に支払われるであろう見積もり金額に修正されている。会社は最も有利な条件で残存資産を売却するつもりでいるが、（1）清算が実行される方法、（2）清算の結果として株主に最終的に帰属する金額、…を知ることは現時点で不可能である。」（傍線筆者）

Fair-Tex社は、決算日10月31日を迎える前の1982年3月24日に清算・解散計画が株主によって承認され、「継続企業の前提不成立」になった。そうすると、監査人は前節と同様に「GCベースが適用できない」と判断することになる。一方、経営者は「最も有利な条件で残存資産を売却するつもりでいる」ことを前提に財務諸表を清算ベースで作った。資産・負債は見積もり額で評価されているので<sup>(9)</sup>、Fair-Tex社の財務諸表が清算ベースに準拠していると言えるかどうかは、経営者の見積もりについての判断に監査人が同意できるかどうかによって決まる。この点、「会社は清算計画を実行するにあたって受け取る金額あるいは支払う金額を見積

もった。しかし、最終的に株主に帰属する実際の金額は現時点では決定できない。」との記述(※1)に注目すると、Fair-Tex社の監査人は清算ベースの数値についての経営者の判断に同意していなかったし、その財務諸表数値を監査上除外事項にもできなかったことがわかる。もし清算ベースの数値が正しいと監査人が判断したなら、清算ベースの財務諸表に対して監査人は適正意見を表明していたはずだし、上記※1のような監査人側の留保を表す記述を行う必要はなかっただろう。

問題はこの場合の監査人の対応だが、まず財務諸表利用者に監査人自らが直面している事態についての記載、即ち「財務諸表項目の見積もり数値についての経営者の判断に監査人が同意していない」(※2)旨の記載を監査報告書上行う必要があるだろう。上記※1は※2のメッセージを伝える1つの記述ということになる。※2の記載を行う監査人の対応は、財務諸表という形の「経営者の主張」の正否を監査人が確かめられないことを利用者に伝えるものであり、その意味では伝統的な監査範囲の制限があった場合の対応—もちろん、実際のFair-Tex社の監査においては監査範囲の制限はなかった—と本質的には同じである。異なるのは、監査範囲の制限がなくても純粋に将来の結果の不確実性を理由に経営者の主張の正否が確かめられないという事態が起きる点である。

経営者の見積もりによる資産・負債の金額と、監査人に把握できないところの資産の実現可能額及び負債の見積もり決済額との潜在的乖離が大きいと判断した場合には、財務諸表全体がGAAP(清算ベース)に準拠しているとは言えないことを理由に、監査人はFair-Tex社のような「意見差控」を選択する余地がある。しかし、証拠によって特定できないところの資産の

実現可能額及び負債の見積もり決済額と、それらの財務諸表上の金額の潜在的乖離が小さいと判断すれば、※2の記載を行い監査人側に留保する事項があることを示した上で、残りの財務諸表項目が清算ベースに準拠していることについて適正意見を表明する余地もあるだろう<sup>(10)</sup>。

#### IV 「継続企業の前提不成立」が理論研究にもたらすもの

2節で見たように「継続企業の前提不成立」の場合の理論的な監査人の対応には2つある。1つは、GCベースで作成された財務諸表に対してGCベースが適用できないと監査人が判断し、かつ清算ベース準拠性違反(除外事項)がある場合の「不適正意見」である。そしてもう1つは、GCベースが適用できないと監査人は判断しているが、清算ベースで財務諸表を作ったとした場合の数値が経営者にも監査人もわからないのでGCベースの財務諸表に除外事項があるとは言えないことを理由とした「意見差控」である。この意見差控は、除外事項があるとは言えないものの、実態面から見て「GCベースが適用できない」と監査人が判断した結果として「GCベースの財務諸表全体が(GCベースの)GAAPに準拠していることが確かめられたとは言えない」ことを財務諸表利用者に伝えるものである。以上が本稿の1つ目の結論である。

本稿は続けて、Fair-Tex社のケースを素材にして、継続企業の前提が不成立の場合に経営者が清算ベースで財務諸表を作成している場合の監査人の対応を検討した。重要なのは、経営者の作成した財務諸表数値が正しいかどうかを監査人に確かめられないことを財務諸表利用者に伝えるという点であり、そのための手段はFair-

Tex社の監査人のような意見差控も考えられるし、財務諸表上の資産・負債金額と監査人に把握できないところの資産の実現可能額及び負債の見積もり決済額との潜在的乖離が小さいと監査人が判断した場合には、経営者の作成した財務諸表数値の正否が監査人に確かめられない点を留保した上で、残りの財務諸表項目が清算ベースに準拠していることについて適正意見を表明する余地がある。これが本稿の2つ目の結論である。

監査人の対応を考える上で、本稿では清算ベースで財務諸表を作成した場合の数値が監査人に把握できるかどうかのポイントだった。それによって、GCベースが適用できないと判断するところの「継続企業の前提不成立」の場合の対応が、冒頭示した改訂監査基準等と言われる不適正意見になるのか、Lionel社の監査人が選択したような意見差控になるのかが決まってきた。また、清算ベースで財務諸表が作られる場合も、その清算ベースに準拠していることを理由に適正意見を表明するだけでなく、Fair-Tex社のケースのように清算ベースの数値についての経営者の判断に監査人が同意できない場合を考える必要があった。このように「継続企業の前提不成立」は、「見積もり数値による清算ベースでの財務諸表作成が可能かどうか」という点を監査人の対応決定上考慮する必要があることを示唆する理論研究上の素材だったことがわかる。

継続企業の前提が不成立の場合の対応自体は前稿でも検討したが、前稿の議論は未確定事項問題全体を視野に入れたものではなかった。将来に起こる事象の結果が経営者に見積もれないため、その金額的影響を期末の財務諸表に反映できず、監査人もその経営者の判断に同意しているところの項目は「未確定事項」と言われて

きた（アメリカの監査基準書（以下、「SAS」とする）2号、21～22、24項、III58号、16、23項を参照）。このような未確定事項を「タイプAの未確定事項」と呼ぶことにする。本稿で見たTXP社やLionel社のケースのように、経営者にも監査人にも把握できないところの清算ベースで作成したとした場合の財務諸表数値は、このタイプAの未確定事項である。

タイプAの未確定事項の場合、「将来に起こる事象の結果が監査人に判断できないこと」が前提であるが、それは経営者による金額的見積もりができない状況には限られない。企業に与える将来の影響を経営者が金額的に見積もり、財務諸表にその数値を反映させていたとしても、監査人側で将来に起こる事象の結果が判断できず、その見積もり数値が正しいかどうかは確かめられないところの財務諸表項目もある。そのような財務諸表項目を「タイプBの未確定事項」と呼ぶことにする。Fair-Tex社の清算ベースによる見積もり数値がそれに当たる。経営者の見積もり数値が正しいかどうかは確かめられないという事態は、アメリカのSAS79号によって改訂された新SAS 58号29～32項に見られる監査範囲の制限（scope limitation）によっていつでも生じるというわけではない。Fair-Tex社のケースも、以下に示す2つのケースについても監査範囲の制限はなかった。「将来起こる事象の結果が監査人に判断できない」原因が何かという問題は、個々の監査人が直面する事実依存するはずである。

本稿は、「継続企業の前提不成立」の場合に限らず未確定事項一般に直面した場合の監査人の対応を考える上でも興味深い点を提供している。特に先に示したタイプBの未確定事項は、次のPubco Corporationの1979年監査報告書に見られる。「会社は、それらの書籍出版権が少

なくとも簿価に等しい金額で実現可能であると信じている。しかし、書籍出版権の最終的な実現可能額に関するそのような見積もり額は、監査手続によって確かめられたものではない。最終的にそれらの資産の処分によって実現される実際の金額は、貸借対照表上の金額よりも大きいかもしれないし、小さいかもしれない。」また、見積もり数値ではないが、「経営者の主張」に同意していないため監査人が留保を付けるという意味で、タイプBの未確定事項に相当するものがある。Columbia Gas System, Inc.の1991年監査報告書では、企業の存続能力に重大な疑義を生じさせる原因となった1つの事項として訴訟が取り上げられ、それに対し会社は実体上の抗弁(meritorious defenses)を行っていると考えているが、最終的な結果は不確定である旨が記されている。今後は、これらのタイプBの未確定事項とタイプAの未確定事項を明確に区別した上で、監査人の対応問題について詳細な議論を展開したい。

※本稿は、日本監査研究学会第26回大会全国大会(2003年9月28日、青山学院大学にて開催)における自由論題報告の内容に加筆・修正を加えたものである。

#### [注]

- (1) 「清算ベース」については、坂柳 明、「継続企業の前提が不成立の場合の監査人の対応」、『環境と経営』(静岡産業大学論集)、第9巻第1号、2003年6月。(以下、坂柳(2003)とする)の脚注3を参照して頂きたい。
- (2) 経営者の主張(財務諸表)に対する監査人の「同意」という考え方は、Walter B. Meigs, *Principles of Auditing*, Revised ed., Homewood, Illinois: Richard D. Irwin, Inc., 1959。(以下、Meigs(1959)とする)、p.8, Kurt Pany and O. Ray Whittington, *Auditing*, Burr Ridge, Illinois: Richard D. Irwin, Inc., 1994., p.39に見られる。経営者の作成した財務諸表に監査人がなぜ「同意」できるのかと言えば、それは「経営者の判断と監査人の判断が一致しているから」であろう。財務諸表がGAAPに準拠しているかどうかを確かめることが監査人の役割と考えられているが、見積もり額の「正しさ」が問題になる場合、財務諸表のGAAP準拠性を確かめると言っても、結局経営者の主張に監査人が同意できるかどうかが必要になる。
- (3) 財務諸表にGAAP準拠性違反がなくても、「継続企業の前提不成立」によって、即監査人の対応が不適正意見になるという考え方(「継続企業の前提不成立⇒不適正意見」)の非合理性については、坂柳(2003)の2節で論証されている。また、清算を前提にした会計基準が存在しないことを理由に継続企業の前提が不成立の場合の対応が不適正意見になるという考え方にも問題がある。それは、清算を前提にした会計基準が存在しないことによってなぜ「不適正意見」が導かれるのかが論証できていない点である。「清算を前提にした会計基準が存在しない」という要素を加味してはいるが、この説明も結局「継続企業の前提不成立⇒不適正意見」の図式に帰着する。
- (4) 脚注を含め本稿で取り上げる監査報告書や財務諸表の事例は、全てLexisNexis Academicより入手したものである。それらは、様々な検索語を用いて試行錯誤的に入手した。
- (5) ここでの「石油・ガス資産」であるが、1988年貸借対照表には「石油・ガス利権鉱区(Oil and Gas Properties)」という科目がある。
- (6) このような「浸透性」の捉え方は、Alvin A. Arens and James K. Loebbecke, *Auditing: An Integrated Approach*, 4<sup>th</sup> ed., Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, Inc., 1988., pp.46, 47-48に見られる「浸透性」の考え方と同じであろう。除外事項の影響でも、将来に起こり得る事象に関する金額的数値が当期の財務諸表に反映されていないという意味の「未確定の影響」でも、その項目の金額的影響



響が連鎖的に他の財務諸表項目に及んでいることに注目する概念である。

- (7) 例えば前掲Meigs (1959), p.1, Walter B. Meigs, E. John Larsen and Robert F. Meigs, *Principles of Auditing*, 6<sup>th</sup> ed., Homewood, Illinois : Richard D. Irwin, Inc., 1977., p.1, Herman W. Bevis, "The CPA's Attest Function in Modern Society," *The Journal of Accountancy*, Vol.113 No.2, February 1962., p.28等を参照。
- (8) 日本公認会計士協会,「監査報告書作成に関する実務指針(中間報告)」, 監査委員会報告第75号, 2003年1月31日。の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1) 連結財務諸表に関する監査報告書 ④ 継続企業の前提 (ウ) 意見に関する除外」中の,「継続企業の前提不成立」の場合の不適正意見の文例に登場する「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」が「清算ベース」のことを指しているわけではないと考えて, 清算ベースを会計基準として明示的に作る必要がある, との議論は可能である。明示的な清算ベースを作ることで, 3節で検討するような清算ベースの準拠性についての監査が円滑に実行できるようになる可能性はある。

しかし仮に明示的に清算ベースを作っても, それは継続企業の前提不成立の状況で資産の見積もり実現可能額及び負債の見積もり決済額が決定できるならば, その数値を用いた財務諸表を作成することを経営者に求めることになるだけである。特定決算日時点の資産の見積もり実現可能額及び負債の見積もり決済額がそもそも決定できるのか, 決定できたとしてそれが具体的にいくらになるのかについての指針を清算ベースは提供しない。これらの問題はその時々の実事の問題だからである。そうすると, 本文で問題にした資産の実現可能額

が経営者に見積もれず, 監査人もその経営者の判断に同意するという事態(※1)は, 仮に清算ベースという会計基準を明示的に作ったとしても生じ得る問題だということがわかる。※1の事態は会計基準をどんなに整備しても解決できずに残る問題であり, 後述する「タイプAの未確定事項」の本質はこの点にある。本文の2節で, 理論の実践可能性について筆者があえて明示的な清算ベースを作る旨を提唱せず, 共有されている会計原則としての清算ベースを想定して議論を進めているのは以上の理由による。

また,「継続企業の前提不成立」の状況において, 経営者はTXP社のようなGCベース, あるいは清算ベースで財務諸表を作成する。いずれにせよ経営者が作成した財務諸表があり, 監査人はその財務諸表を監査しなければならないが, その監査人は当初の監査契約のもとでの監査人でもよいし交代後の監査人でもよい。継続企業の前提不成立の場合に監査を行う監査人が存在すればよいのである。そうすると, 理論的に「継続企業の前提不成立」の事実が当初の監査契約に影響を及ぼす(監査人の交代事由になる)と考えなければならない理由はないことになる。

- (9) 土地, 建物, 機械, 設備等の固定資産の見積もり実現可能額(財務諸表脚注4より)の合計4,148千ドル, 及び完成品の見積もり実現可能額(財務諸表脚注3より)5千ドルが純資産計算書上認識されている。総資産は純資産計算書によると10,090千ドルだった。
- (10) American Student Loan, Inc.の1985年Annual ReportやU.S. Realty Investmentsの1983年Annual Reportに見られた監査報告書上の対応は, 清算ベースの財務諸表に対するsubject to opinionであった。

(筆者=小樽商科大学助教授)